

持続的な経済成長のためにはイノベーションが不可欠であり、イノベーションを促進し得る競争環境を確保することは競争政策における重要かつ現代的課題。本検討会において企業行動等がイノベーションに与える影響メカニズム等について、経済学的知見等に基づく理論的・体系的な整理を行うとともに、独占禁止法におけるイノベーションの競争への影響の評価に係る考え方等について検討。

第1部 企業行動等がイノベーションへ与える影響メカニズム等に係る理論的整理

本検討会においては、「イノベーションへの影響」を、各種の企業行動によって生じる研究開発インセンティブの変動の状況と捉え、当該変動を観測・予測する経済学上の理論的筋道を「影響メカニズム」と位置付けている。各種企業行動によって生じる研究開発インセンティブの変動（増減）について、経済学的知見に基づき下表のとおり整理。

各種企業行動によって生じる研究開発インセンティブの増減（主要なもの）※

| 影響メカニズム 企業行動 | 専有可能性の 向上 | スピルオーバーの 減少 | シナジー効果 (補完効果) | 企業全体での 投資能力・ 投資余力の向上 | 需要拡大効果・ マージン拡大効果 | 全体最適化・ ホールドアップ問 題の解消 | 置換効果 (共食い効果) | 競争脱出効果 | 先取り効果 |
|-----------------|--------------|----------------|------------------|----------------------------|---------------------|----------------------------|-----------------|--------|--------|
| 水平型企業結合 | 増加 | 減少 | 増加 | 増加 | 増加 | 変動なし | 減少 | 減少 | 増加or減少 |
| 垂直・混合型 企業結合 | 増加 | 減少 | 増加 | 増加 | 増加 | 増加 | 変動なし | 減少 | 減少 |
| 共同研究開発 | 増加 | 減少※※ | 増加 | 増加 | 増加 | 変動なし | 減少 | 減少 | 減少 |

※実際の影響の発生状況については、企業行動の具体的態様のほか、市場構造、製品・技術特性等に基づき、個別具体的に判断する必要がある。
※※なお、共同研究開発の参加企業間においては、スピルオーバー効果が働き、研究開発インセンティブが増加し得る。

第2部 独占禁止法におけるイノベーションへの影響の評価

イノベーションを促進する競争環境を確保するためには、競争当局がイノベーションの競争への影響を適切に評価する必要があるところ、イノベーションの問題について独占禁止法を適用する際の考え方や着眼点等について、次のとおり整理。

1. 研究開発競争に着目した市場画定

- ・イノベーションは、製品化までに要する時間が長く、この間に競争状況が変動し得るため、**製品化された段階で競争への影響を評価すると遅きに失する場合も考えられる。**
- ・製品等が存在しない時点においても、研究開発の目的等に鑑み、**将来的に生まれると想定される商品又は役務の市場を画定し、その市場における競争への影響を評価することが適当。**

2. 長期的視点からのイノベーションへの影響評価の着眼点

- ・イノベーションが将来の競争に与える影響も考慮するという**動的な視点に基づく、イノベーションの影響評価の必要性。**
- ・研究開発における技術の高度化・複雑化に伴う成果実現の不透明性の高まりといった**近年の研究開発の環境変化を踏まえたイノベーションの影響評価の必要性。**
- ・イノベーションによる長期的な競争促進効果についても適切に評価することが必要。短期的な競争制限効果と長期的な競争促進効果が同時に見込まれる場合は両効果を総合的に考慮して独占禁止法上問題となるか否かを判断。その判断においては、**競争促進効果の実現可能性、イノベーションが需要者厚生を増大させるか、競争促進効果の及ぶ程度、市場競争を制限する程度、短期的な競争制限効果と長期的な競争促進効果の因果関係も踏まえて判断。**

3. イノベーションの影響評価における事業者からの適切な情報提供及び立証の在り方

- ・競争当局がイノベーションの競争への影響を適切に判断するための情報の整理（例：研究開発の内容や成果、成功確率、成果の大きさ、リードタイム）
- ・**イノベーションを促進する旨の主張をする事業者は、その主張に係る客観的な証拠を積極的に提出することを推奨。**